

解雇理由通知書の提出（第11条確認関連資料）

木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

2025年5月12日 14:58

To: 公益通報者保護制度担当 <g.koueki24@caa.go.jp>

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室 御中

お世話になっております。
通報者の木村俊介と申します。

この度、制度整備状況確認に関する補強資料として、
前田建設工業株式会社より発行された「解雇予告通知書」（2025年4月23日付）および「解雇理由通知書」（2025年4月25日付）を添付にてご提出いたします。

添付ファイル名：

- 20250423_前田建設工業_解雇予告通知書.pdf
- 20250425_前田建設工業_解雇理由通知書.pdf

本書面は、**公益通報者保護法第11条に基づく体制整備状況確認における参考証拠として、記録的意義を重視して提出するものです。**

なお、本件提出により、特別な対応や判断を求める趣旨は一切ございません。

当該解雇理由書には、私が複数の行政機関へ公益通報を行ったことが明記されており、
企業側が**当該通報の存在と内容を把握したうえで、それを「会社の信用を傷つけた行為」として正式に解雇理由に含めていたことが記録されています。**

また、これらの通報内容については、2025年3月以降、**警察に対して正式な証拠一式を提出済みであり、違法性・脅迫性が一切存在しないことが確認されています。**

それにもかかわらず、企業側は制度上の調査・応答を一切行わず、**懲戒処分ではなく“会社都合による普通解雇”という形式を採用し、記録回避的に通報者排除を断行しております。**

この対応は、

- 通報の正当性を知りながら制度的保護義務を果たさなかったこと
- 公益通報を「信用毀損」と見なし、明文化して排除したこと
- 懲戒処分を回避しつつ記録上の整合性を崩す手法を採ったことから、**制度整備義務における実効的運用不履行の明白な構造的証拠と考えております。**

ご多用のところ恐縮ではございますが、制度整備状況確認におけるご参考として、ご確認いただけますと幸甚です。

何卒よろしくお願い申し上げます。

木村 俊介（通報者）

 shukku9998@gmail.com

送信日：2025年5月12日（月）

添付ファイル 2 件



20250423_前田建設工業_解雇予告通知書.pdf

541K



20250425_前田建設工業_解雇理由通知書.pdf

1872K